

平成30年1月4日

岩手県立高田病院テナント事業者公募に係る照会への回答等について

岩手県立高田病院院長 田畑 潔

本書は、医療局不動産管理規定に基づく不動産使用許可によるテナント事業者を選考するにあたって応募予定者の公平性や選考の透明性を高め、同一条件で営業計画書を作成していただくため、先に開催した説明会で「岩手県立高田病院テナント営業募集要項」等資料に関して質問のあった事項及び説明会終了後に寄せられた照会事項に対して、現時点において可能なかぎり回答するものです。

【テナント説明会での質疑について】

1問、「テナント営業にかかる個別条件」のなかで営業許可期間について、同一事業者による営業は7年を限度となっているが、今回のように年度の途中からの営業の場合はどう解釈したらよいか？」

解 営業が年度の途中からであっても年度末をもって1年とします。